

2020年
12月1日
から施行

※1 ご入学前まで一緒に乗れます

自転車利用に関するルールが改正されました

～埼玉県道路交通法施行細則の一部改正～

運転者は
16歳以上

同乗は
入学前
まで※1

※2
**座席の
安全基準**
をチェック



今までと何が違うの？

- これまで自転車の幼児用座席に乗車できるのは「6歳未満」の子供でした。
例) 幼稚園等の年長クラスの子供は6歳の誕生日を迎えると同乗させることはできませんでした。
- 2020年12月以降は、「小学校に入るまで※1」同乗させることができるようになります！

※1 小学校就学の始期に達するまでの者(6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)(ただし、前部の幼児用座席の使用年齢は、(一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」で、4歳未満と定められています)

※2 (一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」

ヘルメットの着用も忘れずに！

自転車事故による死者の約**46%**は
頭部の負傷が致命傷となっています

(埼玉県内・令和元年中)

埼玉県交通安全対策協議会
埼玉県 埼玉県警察

彩の国
埼玉県

危険な乗り方、していませんか？

子供を自転車に同乗させるときは、正しく乗車させないとバランスを崩しやすく大変危険です。
しっかりと次のルールを守りましょう！

2人乗りの場合

- 運転者は16歳以上
- おんぶは4歳未満まで。抱っこは禁止！
ひもなどで確実に背負いましょう。
- 幼児用座席がある場合は、小学校入学前まで※¹の子供を座席に乗せることができます。



3人乗りの場合

- 運転者は16歳以上
- 幼児2人同乗用自転車※²を利用しましょう。
- 幼児用座席がある場合は、小学校入学前まで※¹の子供を座席に乗せることができます。
- 4人乗りはできません。

幼児用座席を
チェック！

幼児用座席には、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められています※³。
使用前に必ず確認しましょう。

詳細はこちら▶



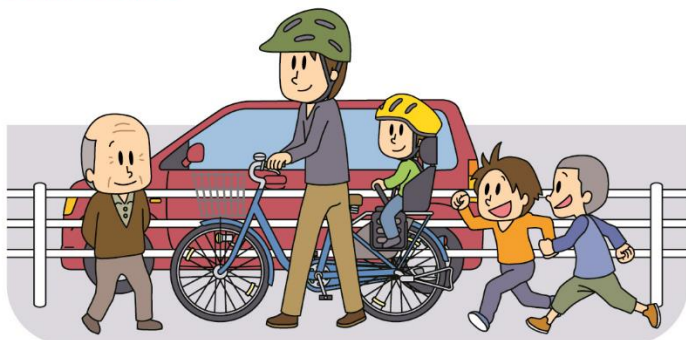
※¹ 小学校就学の始期に達するまでの者(6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)(ただし、前部の幼児用座席の使用年齢は、(一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」で、4歳未満と定められています)

※² 幼児を二人同乗させることができる構造や装置がある自転車

※³ (一財)製品安全協会「自転車用幼児座席のSG基準」

歩道通行は例外です

自転車は車道の左側通行が原則です。
やむを得ず歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先で。



交差点では安全確認！

信号や一時停止は必ず守りましょう。
見通しの悪い交差点では、一度止まって安全確認を徹底しましょう。

